

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1、 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団さつき会
- ① 社団（出資持分あり）
- ② その他
- ③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地
広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目8番9号
- (3) 設立認可年月日 平成19年2月16日
- (4) 設立登記年月日 平成19年3月5日

2、 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団さつき会三上整形外科医院	広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目8番9号	一般病床0床

(2) 当会計年度内に社員総会で決議した事項

- 令和4年5月23日 令和3年度決算報告承認決定及び役員報酬額に関する件並びに剰余金処分の件並びに役員任期満了による改選の件
- 令和4年12月31日 理事長及び管理者の退任及び新理事長及び管理者の選任就任の件に関する臨時社員総会
- 令和5年3月25日 令和4年度事業計画及び予算執行の件
令和5年度事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団さつき会

所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目8番9号

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1、資 産 額	84,977 千円
2、負 債 額	44,723 千円
3、純 資 産 額	40,253 千円

(内訳)

(単位；千円)

区分	金額
A 流動資産	38,585
B 固定資産	46,391
C 資産合計 (A+B)	84,977
D 負債合計	44,723
E 純資産 (C-D)	40,253

土地	(賃 借)
建物	(法人所有)

法人名 医療法人社団さつき会

所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺1丁目8-9

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位;千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	38,585	I 流動負債	29,701
II 固定資産	46,391	II 固定負債	15,022
1 有形固定資産	21,908		
2 無形固定資産	694	負債合計	44,723
3 その他の資産	23,788	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	91,976
		II 積立金	-51,722
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	40,253
資産合計	84,977	負債・純資産合計	84,977

法人名 医療法人社団さつき会

所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺一丁目8番9号

損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位 ; 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	135,315
2 事業費用	152,615
本来業務事業損失	17,299
事業損失	17,299
II 事業外収益	17,298
III 事業外費用	416
経常損失	417
IV 特別利益	108
V 特別損失	0
税引前当期純損失	309
法人税等	182
当期純損失	491

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団さつき会
 所在地 広島県広島市安佐南区長楽寺1丁目8-9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 当法人理事長〇〇〇〇の配偶者が株主総会の議決権の51%を占めている法人。
 (注) 2. A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし	なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 不動産の買付料は、近隣相場を参考に決定している。

監事監査報告書

医療法人社団さつき会
理事長 三上友明殿

私は、医療法人社団さつき会の令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席する他、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月23日

医療法人社団さつき会

監事